

北名古屋市
中学校部活動及び地域クラブ活動に
関するガイドライン

令和8年6月

北名古屋市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 本ガイドライン策定の趣旨	2
(1) 趣旨	
(2) 対象	
(3) 定義	
(4) 改革の理念	
(5) 地域展開等の推進スケジュール	
2 地域クラブ活動	5
(1) 地域クラブ活動の在り方	
(2) 適切な運営のための体制整備	
(3) 合理的かつ効果的な活動の推進	
(4) 適切な休養日等の設定	
(5) 地域の特性を活かした活動	
(6) 責任の所在と保険の加入	
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
3 地域クラブ活動に関する認定制度	9
(1) 趣旨	
(2) 想定される認定の効果	
(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）	
(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
4 認定地域クラブ活動指導者に関する登録制度	11
(1) 目的	
(2) 定義	
(3) 研修	
(4) 登録要件	
(5) 有効期間	

5	研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6	学校部活動を地域へ展開するための環境整備・・・・・・・・	15
	(1) 地域展開に向けた推進体制	
	(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理	
	(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校等との連携	
	(4) 指導者の量の確保	
	(5) 指導者の質の保証	
	(6) 関係団体等との連携	
	(7) 各種課題への対応	
7	学校部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1) 適切な運営のための体制整備	
	(2) 適切な指導及び安全・安心の確保	
	(3) 合理的かつ効果的な活動の推進	
	(4) 適切な活動時間・休養日等の設定	
	(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
8	大会等への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(1) 生徒の大会等の参加機会の確保	
	(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
9	安全に配慮した体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

はじめに

- 中学校部活動は、学習指導要領において学校教育の一環として位置づけられており、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係を構築したり、自己肯定感を高めたりするなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、少子化が進む中、これまでと同様に運営することは難しく、学校や地域によっては、存続が危ぶまれている。また、教員の働き方改革が求められる中、部活動が長時間勤務の要因の一つとなっていることから、その対応が急務となっている。
- こうした中、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁・文部科学省から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定が通知され、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとされた。その後、文部科学省は、部活動の地域展開等をさらに進めるため、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度からの6年間を改革実行期間と位置付けるとともに、新たに地域クラブ活動を認定することにより、その質の確保を図ることを示した。
- これを受け、愛知県教育委員会は、令和8年3月「部活動の地域展開等の進め方に関するガイドライン」を策定し、部活動の地域展開等をさらに進める指針を示した。
- 一方、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。）の一部が改正されることに伴い、令和8年2月、本市は「北名古屋市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、令和11年度までに教職員の1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすることや、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることの目標を定め、学校における教職員の働き方改革、特に休日の部活動指導の改革をさらに推進することになった。
- これらのことを受け、北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、令和5年9月に改定した「北名古屋市部活動指導ガイドライン」を廃止し、国、県のガイドラインを参酌して「北名古屋市部活動及び地域クラブ活動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）」を新たに策定した。

I 本ガイドライン策定の趣旨

(1) 趣旨

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関して、教育委員会として基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。

(2) 対象

本ガイドラインは、義務教育である北名古屋市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

(3) 定義

ア 地域クラブ活動

部活動の教育的意義を継承しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動のこと。

イ 地域展開

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。
※学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支え、また、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称が「地域展開」に変更された。

ウ 地域連携

学校部活動において部活動指導員・外部指導者の積極的な配置及び合同部活動の導入等によって生徒の活動環境を確保すること。

エ 地域展開等

地域展開及び地域連携をまとめて指し示すこと。

(4) 改革の理念

ア 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。

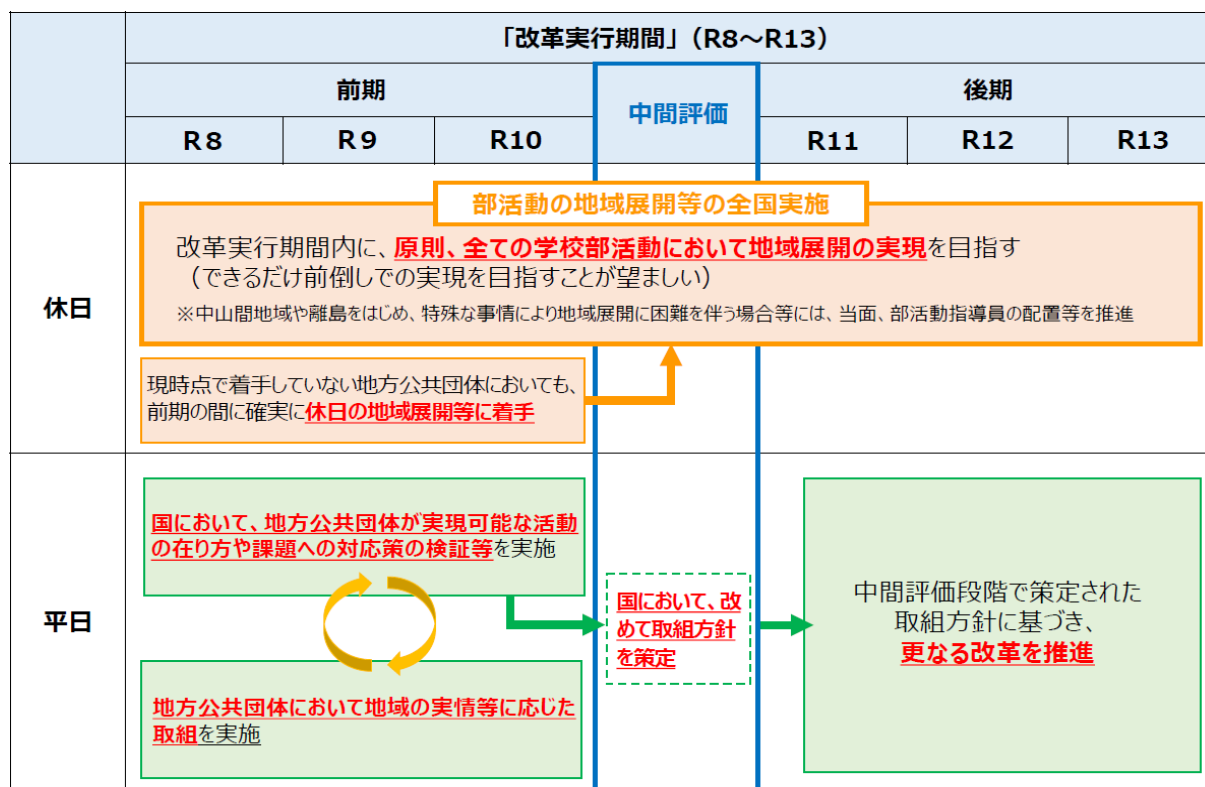
イ これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。

ウ 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めて、多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

(5) 地域展開等の推進スケジュール

ア 文部科学省としての方針

・部活動の地域展開等の段階的な推進スケジュール



※ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）別冊資料②から抜粋

イ 教育委員会としての方針

(7) 中学校部活動の土日の活動について

- ① 令和8年度～令和9年8月まで、中学校部活動は第1・3・5土日のうち、月2回の活動とする。
- ② 令和9年9月～令和11年8月まで、中学校部活動は月1回の活動とする。ただし、第1・3・5土日のうち、どこで活動するかは、今後の検討課題である。
- ③ 令和11年9月までに、土日の中学校部活動を地域クラブ活動へ完全に移行する。

(1) 中学校部活動の平日の活動について

- ① 原則として、週3日の活動とする。
- ② 令和8年度からは、全中学校で週一日を日課変更などのタイムマネジメントを工夫することで、勤務時間外在校時間の縮減につながる取組を進める。
- ③ 週3回の活動を縮減していくことは、国や愛知県の動向を注視しながら、今後の検討課題とする。

(ウ) 大会参加について

- ① 令和9年度以降は、春の大会には参加しない。
- ② 秋の新人戦については、種目によって個人登録費用を納入していることもあり、令和9年度まで、または、令和10年度までの参加にするか、今後の検討課題である。
- ③ 今後の見通しとして、夏の西春日井支所中学校体育大会（中小体連主催）のみの参加を考えていく。
- ④ 選手の引率、大会の運営については、当面の間、教員が行うものとする。

(エ) ロードマップについて

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域展開 (地域クラブ)	第2・4土日 月1～2回	9月～	月1～4回へ	
中学校部活動 (休日)	第1・3・5 土日 月2回	9月～	月1回へ	9月～ 廃止

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
中学校部活動 (平日)	週3回	週3回を見直し		

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
大会参加	春の大会			
	新人戦(秋) 9年か10年まで参加			
	西春日井支所中学校体育大会(夏)			

2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域の運営団体・実施主体のもと、学校と地域の連携・協働によって実施されることが重要である。

本ガイドラインでは、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、地域から支える視点の重要性にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について整理する。

教育委員会は、中学校長、保護者の代表者、学識経験者等で構成する北名古屋市立中学校部活動検討委員会（以下「部活動検討委員会」という。）を設置し、中学校部活動に係る今後の在り方等について検討し、生徒の学校部活動に代わる活動機会の確保を図り、地域での活動の場を拡充し、生徒にとって望ましい環境を整備する。

(1) 地域クラブ活動の在り方

ア 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。

イ 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

ウ 地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。

エ 学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

(2) 適切な運営のための体制整備

ア 参加者

(7) 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒を対象とする。

(1) 実際の活動にあたっては、前記アに加え、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代の参加者とともに活動することも考えられる。

イ 運営団体・実施主体

(7) 教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、想定される運営団体・実施主体は以下のとおり多様であり、地域の実情に応じて整備・連携していく必要がある。

- 例) ・スポーツ協会 ・ふれあいスポーツクラブ
 ・スポーツ少年団 ・文化芸術団体 ・大学
 ・民間事業者 ・プロチーム ・クラブチーム
 ・競技団体 ・地域学校協働本部 ・保護者会

(イ) 運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行うことが求められる。

(ウ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、規約、名簿、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成して保護者に知らせる。

(3) 合理的かつ効果的な活動の推進

ア 指導者の量の確保

(ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、希望する教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者などから指導者を確保する。

(イ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じＩＣＴを活用し、遠隔指導ができる体制を整える。

イ 適切な指導の実施

(ア) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。また、中央競技団体又は部活動に関わる各分野の関係団体が作成した、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用して、指導を行う。
 なお、著作権についても指導者の理解を深める。

(イ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、「７学校部活動(2)適切な指導及び安全・安心の確保」の内容に準じ、適切な指導の実施に努める。また、専門的知見を有する保健体育担当者の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を習得し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるようにする。

特に、過度な練習とならないように留意する。

(4) 適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう「７学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、本市の行政機関及び各スポーツ団体や保護者等との連携の在り方を踏まえ、地域クラブ運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者で調整を図ることが必要である。

【適切な活動時間】

活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。

部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

【休養日の設定】

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が示す計画表の公表に当たっては、上記アの基準を踏まえ、活動時間及び休養日等を設定し、明記する。また、教育委員会は、活動実態の把握に努め、適宜、助言及び支援を行う。

ウ 活動時間及び休養日等の設定については、学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、各部活動及び地域クラブ活動共通、学校全体の休養日を設けることが望ましい。

(5) 地域の特性を活かした活動

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の中学校や小学校を活用するだけでなく、地域団体・民間事業者等が有する施設を活用する。

(6) 責任の所在と保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでのけがや事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

3 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム、スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、教育委員会において認定を行う仕組みを構築する。認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。

(2) 想定される認定の効果

ア 生徒・保護者等に対する教育委員会による情報提供

イ 認定地域クラブ活動の運営等への公的支援

(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)

ウ 地域クラブ活動への従事を希望する教員等の兼職兼業の許可

エ 生徒の大会・コンクール等への円滑な参加

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）

ア 認定要件

(ア) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

(イ) 適切な活動時間や休養日が設定されていること

→ p 6 2 (4)適切な休養日等の設定 ア

(ウ) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

(エ) 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）

→ p 11 4 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

(オ) 適切な安全確保の体制が確保されていること

(カ) 適切な運営体制が整備されていること

(キ) 学校等との連携が適切に行われていること

イ 認定手続き等

(ア) 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて教育委員会に提出する。運営団体がない場合は、各実施主体が申請書等を教育委員会へ提出する。教育委員会は、申請書等に基づき、ヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施する。

(イ) 有効期間は、最長３年間の範囲内とする。

(ウ) 教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

ア 地域クラブ活動は、上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

イ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

※ 認定要件に沿って、教育委員会が自ら運営する地域クラブ活動については、経過措置として改革実行期間の前期が終了する令和 10 年度末まで、認定されたものとみなす。

4 認定地域クラブ活動指導者に関する登録制度

(1) 目的

この指導者登録制度は、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を確保するため、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底するとともに、良質な指導を受けられるよう、指導者に必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

(2) 定義

本制度に基づき、教育委員会が定める研修を受講し、教育委員会に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

(3) 研修

ア 対象となる研修（研修実施者）

- ・ 教育委員会が行う研修
- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ・ 教育委員会が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

イ 研修の内容・実施方法

- ・ 研修内容については、教育委員会において具体的な内容を定める。

→ p13 5 研修の実施

- ・ 研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用し、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと。

(4) 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、教育委員会において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

ア 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、上記(3)アの教育委員会等の研修を受講した者であること。

イ 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。

ウ 以下のいずれにも該当しない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

(ウ) 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(5) 有効期間

登録の有効期間は、最長４年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））の範囲内とする。

※ 認定要件に沿って、教育委員会が自ら運営する地域クラブ活動の地域クラブ活動指導者については、経過措置として改革実行期間の前期が終了する令和 10 年度末まで、登録されたものとみなす。

5 研修の実施

中学生に適切な指導を行うためには、様々な知識やスキルが必要であることから、指導者の資質向上のための研修を定期的実施する必要がある。

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ サービス規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

- (1) 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- (2) 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、前頁の研修メニュー例の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- (3) 指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月文部科学省）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。
- (4) 部活動指導員については、会計管理を含む管理運営や服務に関する研修を実施することも考えられる。

6 学校部活動を地域へ展開するための環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開を推進するに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

(1) 地域展開に向けた推進体制

ア 国・都道府県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	・ 地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。 ・ 周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
都道府県	・ 広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村等に対するきめ細かな支援を実施。 ・ 一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市区町村等	・ 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・ 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	・ 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・ 「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 ※ 運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。

※ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）から抜粋

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理

ア 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域クラブ活動環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組み、前記アを推進す

る中で、課題を整理し、関係者間で丁寧に検討し、方針を決定する。

ウ 教育委員会は、部活動検討委員会において、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、学校部活動との活動内容のバランスを考慮した上で、地域クラブ活動環境の整備に努める。また、部活動検討委員会等における検討状況等については、適宜情報を発信する。

エ 学校部活動と地域クラブ活動の「適切な休養日等の設定」は、活動ごとの適切な休養日等の設定ではなく、成長期にある生徒に対し、心身の成長への影響に関する知見を根拠とすることから、学校部活動と地域クラブ活動の両方へ参加している場合、総括した活動として捉え、総合的に遵守する必要があることに留意する。

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校や教育委員会等との連携

ア 部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する学校や保護者等との適切な連携を図ることが重要である。

イ 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。

ウ 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、学校等と必要な連絡調整等を行うこと。

エ 地域クラブ活動への参加促進等のため、学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

オ 教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、適宜、指導助言を行う。

カ 教育委員会及び学校は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(4) 指導者の量の確保

ア 教育委員会は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、必要に応じて市人材バンクを活用するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。その際、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O³」という。）が運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトや愛知県が設置する「あいち地域クラブ活動人材バンク」を利用することも考えられるが、地域に根付いたスポーツ・文化芸術環境を構築する観点から、域内の指導者不足に対する補填的な利用とする。

3 J S P O では、各競技団体等が連携し取得することができる公認スポーツ指導者の資格取得機会を拡充している他、競技別の資格を受講・取得できない場合はスタートコーチ（教員免許状所持者）やコーチⅠ資格の共通科目部分であるコーチングアシスタント資格の取得を円滑に行うことのできる取組をしている。

イ 教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、運用の改善を行う。その際、関係法令、国が示す手引き等も参考としつつ、以下の点に留意する。

【本人の意思の尊重】

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、兼職兼業を希望しない教員等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体等と連携の上、教員等の健康、本来業務への支障がないことを校長は事前に確認し、許可する。

例) 教員等の時間外在校等時間に、兼職兼業により従事する時間を加算した時間が、複数月平均で80時間を超えないことを確認する。

【身分の明確化】

教育委員会等は、地域クラブ活動における教員等の関与の実態の把握に努め、教員等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にする。

ウ 校長及び教育委員会は、教員等に兼職兼業を許可する際、「2地域クラブ活動(4)適切な休養日等の設定」も教員等の健康、本来業務への影響に関連すること、併存する学校部活動と同様に教育的意義を有することを踏まえ、地域クラブ活動の運営団体と適切に連携し、活動実態の把握に努める。

(5) 指導者の質の保障

ア 教育委員会は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ 教育委員会は、J S P O³をはじめとしたスポーツ・文化芸術団体が主催する指導者資格取得制度を、関係部署や団体等に広く周知するとともに、適宜活用する。

ウ 教育委員会は、指導技術の担保のみならず、暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の禁止など、指導者の資質向上に係る研修を定期的実施する。

エ 教育委員会は、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を策定し、当該制度に登録された指導者を原則活用することとする。

(6) 関係団体等との連携

ア 教育委員会は、前記(1)から(5)の内容を踏まえ、具体的なスケジュールを含めた推進計画を策定する。

イ 前記アについて、教育委員会は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

ウ 教育委員会並びに各スポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。

エ 教育委員会は、関係部署・団体の緊密な連携・協力に基づき、計画の各段階における課題を整理し、合理的な推進組織体制を整備する。その際、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備であることから、計画の進捗状況に応じて地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署を含め調整する。

オ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、教育委員会の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

カ 教育委員会は、休日の部活動廃止後において、学校部活動の地域展開に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

キ 教育委員会は、既存団体と調整しながら学校施設や公共施設を可能な限り利用しやすくし、地域クラブ活動への参加費用等、生徒が参加しやすい環境整備に努める。

ク 教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、支援を受けられる体制の整備に努める。

(7) 各種課題への対応

ア 活動場所の確保

地域クラブ活動の活動場所として学校施設が活用されているが、引き続き生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保のため、地域クラブ活動の増加に対応するには、学校施設等の更なる利用促進が必要となる。そのため、学校の負担軽減の観点からも、部活動検討委員会等を通じて地域クラブ活動が利用する際の利用ルール等を策定する。なお、策定に当たっては、各種通知や手引き等を参考に取り組む。また、社会体育施設等も含め様々な施設を地域クラブ活動を行う場所として検討することも必要である。

イ 活動場所への移動手段の確保

今後、地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となる。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要である。

ウ 障害のある生徒の活動機会の確保

障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して

いく。また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要である。

7 学校部活動

(1) 適切な運営のための体制整備

ア 学校部活動に関する方針の策定

(7) 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

(1) 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用に努める。

イ 指導・運営に係る体制の構築

(7) 校長は、教員だけでなく、部活動指導員¹や部活動サポーター²の適切な指導者を確保することを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討すること）

(1) 教育委員会は、部活動指導員を確保し、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担える体制を構築する。

(7) 校長は、教員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担軽減を図る。

(1) 教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、必ずしも教員が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教員だけでなく保護者とも共有し、法令や「北名古屋市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（令和8年2月）に基づき、教員の業務改善及び勤務時間管理等を行う。

1 部活動指導員とは、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員のことをいう。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 部活動サポーターとは、有償のボランティアとして、部活動顧問の運営方針の下、顧問と協力、連携しながら、主に技術面における指導を補佐する地域人材のことをいう。

ウ 指導・運営に係る研修体制の構築

教育委員会は、指導・運営に関し、次の研修等を実施する。

- (ア) 部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を行う。
 - (イ) 学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。
 - (ウ) 部活動指導員等の任用・配置に当たっては、確実に任用前及び任用後の定期において必要な研修を行う。また、研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないように留意する。
- (2) 適切な指導及び安全・安心の確保

ア 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- (ア) 校長は、顧問の教員等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- (イ) 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教員等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。
- (ウ) 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教員等の処分等を実施すること。
- (エ) 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、校長は、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得る。
- (オ) 今後、国において作成する指導の手引き等に沿った対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成 25 年 5 月文部科学省）に沿った指導を行うこと）、特に、同ガイドラインにおいて示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等のもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにする。
- (カ) 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意する。

(※) 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意する。

(㊦) 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意する。

(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

ア 校長は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進する。

イ 過度の練習・活動が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う

(4) 適切な活動時間・休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点、前記(1)イ(エ)の視点を踏まえ、以下を基準とする。

【適切な活動時間】

活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。

平日の活動は週3日まで、休日の活動は月2回までとし、段階的に縮減していく。

部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

年間を通して、朝練習は行わない。

【休養日の設定】

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じて行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要である（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点をおいた活動の実施等を推進）。

イ 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないように留意する。

8 大会等への参加

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 教育委員会は、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、各大会の主催者、及び市校長会と連携しつつ、学校部活動において生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。また、大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進する。特に、認定地域クラブ活動については、円滑な参加に向けた環境を確保することが必要である。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

(ア) 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教員以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教員が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教員の負担が過度とならないよう配慮する。

(イ) 地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担う。

イ 大会等の運営への従事

(ア) 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進する

9 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、望ましい体制整備の構築に努める。

- (1) 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づいて施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に対しても、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・助言を行う。
- (2) 教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体において、活動する施設や設備を供用する場合、それぞれが円滑に管理できる体制を構築する中で、A E Dの使用が容易であり、施設や設備を使用前後の状態や安全面に関する引継ぎも併せて把握できる環境の構築に努める。
- (3) 教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。その際、安全確保への協力体制として、必要に応じて危機管理マニュアルを共有したり、保護者への連絡等に関する連携をしたりする。
- (4) スポーツ・文化芸術活動の指導者には、安全上の配慮及び緊急事態時の対応が求められることを鑑み、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けることが望ましい。
- (5) 熱中症への対応については、活動の内容や気象条件に応じてリスクが高まること。また、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。

したがって、下記の基準（表1）を共有するとともに、学校・行政・関係団体で構成する部活動検討委員会の連絡系統を活用するなど、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

また、大会等の主催者は、夏季であれば空調設備の整った施設の確保や、暑さ指数（WBGT）等の客観的数値に基づいた開催基準の設定、試合数の調整等、生徒の体調管理を最優先した対応を行う。

なお、暑さ指数（WBGT）については、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中適宜、計測・確認する。

表1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等
(出典:環境省夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020を一部改変)

暑さ指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度	注意すべき 活動の目安	日常生活にお ける注意事項	熱中症予防運動指針
35℃以上 熱中症特別警戒アラート発表 いのちを守る行動を取る★1					
33℃以上 熱中症警戒アラート発表 運動中止★2					
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	外出はなるべく 避け、涼しい 室内に移動 する。	運動は原則中止★3 特別の場合以外は運動を中止する。 特に幼児児童生徒の場合は中止すべ き。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下 を避け室内では 室温の上昇に 注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激し い運動や持久走など体温が上昇し やすい運動は避ける。10～20分 おきに休憩をとり水分・塩分の補 給を行う。暑さに弱い人は運動を 軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の 生活活動でお こる危険性	運動や激しい 作業をする際 には定期的に十 分に休憩を取り 入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険度が増すので積極的に 休憩を取り適宜、水分・塩分を 補給する。激しい運動では30分 おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動 でおこる危 険性	一般に危険性 は少ないが激 しい運動や重 労働時には発 生する危険性 がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する 可能性がある。熱中症の兆候に注 意するとともに、運動の合間に積 極的に水・塩分を補給する。

- ★1 室内において、エアコン等の設置により、暑さ指数 33℃未満の状況を維持できる場合を除く。
校長等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断する。
- ★2 身近な場所での暑さ指数(WBGT)を確認し、涼しい場所以外では、運動等を中止する。
* 熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針(環境省大臣官房環境保健部)参照
- ★3 特別の場合とは
医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと。
- 1 一次救命処置保持者
心肺蘇生法及びAEDの一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。
 - 2 救護所の設置
風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。
 - 3 救急搬送体制
当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。
* 熱中症警戒アラート(試行)の運用指針、日本スポーツ協会熱中症予防運動指針を参照

おわりに

- 中学校部活動は、長年にわたり広く生徒のスポーツ・文化芸術活動の活動基盤を担ってきた我が国の普遍的な文化である。今日まで部活動に少なからず関わったことのあるあらゆる年代において、部活動の意義は生涯実感し続けるものであり、等しくその価値の継承が望まれているところである。

また、それ故に新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築に当たっては、従前の方法や価値観にとらわれず、柔軟な思考と強い意志を持って取り組む必要があると考える。

- 教育委員会としては、部活動の教育的意義を過小評価することなく、また、一方で生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を存続させるためには、地域全体での一体的な取組が不可欠であることを踏まえ、学校単位の取組から地域単位の取組へと展開移行する方向性を示したところである。

- 今後、国や県などの動きを注視し、必要に応じて、本ガイドラインの見直しを図ることとする。

- 市内各中学校においては、本ガイドラインをもとに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境が構築されるとともに、教職員の働き方改革の実現を図ることを望んでいる。